

【ご注意】この特別約款(以下「特約」といいます。)条項は、留学ジャーナルの各種留学プログラム約款(定型約款)にて一部適用不可能な申込契約を対象とするものです。当該申込契約となる場合は、定型約款の他、本特約条項が適用されますので必ずご一読ください。

株式会社 留学ジャーナル

〒160-0016 東京都新宿区信濃町 34 JR 信濃町ビル 6F
TEL:(03)5312-4421 FAX:(03)5312-4465
観光庁長官登録旅行業第1695号
一般社団法人日本旅行業協会(JATA)正会員

留学プログラム特約

第1条(特約の定義)

本特約は、留学ジャーナルの留学プログラム別に定められている各種約款(以下「定型約款」といいます。)に該当しない申込契約に関して特別に適用されるものです。

第2条(特約の適用)

当社の各種留学プログラムに申し込む際、以下の諸条件のいずれかに当てはまる場合は、定型約款にて適用される 8 日以内の無料変更並びに 8 日以内の取消に際しての全額返金の制度を適用除外いたします。その際、希望留学先への各種変更や取り消しが発生した場合には、本特約の定めるところによります。

- ①当社プログラムへの申込後、希望留学先への出願(コースへの申込)を直ちに開始しなければ席を確保できない場合
- ②当社プログラムへの申込後、滞在先確保のための申込を直ちに開始しなければ滞在先を確保できない場合
- ③当社プログラムへの申込日(契約の成立日)から出発日まで十分な期間もなく、直ちに留学手続きを開始しなければ出発が不可能であると当社が判断したとき。

学校によっては、コースや滞在先の空き状況確認後、仮押えをし、その後 24 時間から 48 時間以内の出願を必要とする場合があります。

第3条(特約適用の承諾)

申込者は、第 2 条に定める事由を承諾の上、本特約が適用されることに同意し、各種プログラムに申し込みます。

第4条(申し込み後の変更と変更手数料)

申込者の都合により、留学先国の変更、希望留学先学校または研修先機関の変更、希望留学先における受入日の変更、授業コースの変更、滞在先並びに滞在方法等の変更が生じた場合、以下に記す変更手数料を申し受けます。なお、表示額は、消費税込みの金額です。また、変更手数料を申し受けても、希望留学先の事情や出発までの期間によっては、お引き受けできない場合があります。その際は、変更希望をお断り申し上げることがあります。

- 短期語学留学プログラム 33,000 円
- 短期語学留学プログラムの希望留学先学校または研修先機関の変更は取消扱いとなり、第 5 条に準じます。
- 長期語学留学プログラム(希望留学先の変更:1 校につき) 55,000 円
- 長期語学留学プログラム(希望留学先の変更以外の変更:1 項目につき) 33,000 円
- 専門課程プログラム(希望留学先の変更:1 校につき) 88,000 円
- 専門課程プログラム(希望留学先の変更以外の変更:1 項目につき) 33,000 円
- ワーキングホリデーサポートプログラム 33,000 円

上記変更手数料を申し受けて実施した結果、当社の責によらず、申込者、希望留学先学校または研修先機関の都合により変更ができなかった場合、あるいは出発ができなかった場合でも変更手数料の返金は致しません。

第5条(申し込み後の取消)

申込者の都合により、申し込み後に留学手続きを取消された場合は、以下の取消料を申し受けます。なお、当社に対する取消料のみならず、希望留学先学校または研修先機関並びに留学の取消しに伴い発生する渡航手配手続きにかかる航空会社に対する取消料等が発生した場合は、申し込み者の負担となります。また、当社がかかる取消料を立替払いしたときは、その立替費用を申し込み者が当社に支払うものとします。出願後取消しをされる場合、希望留学先によっては、授業料や滞在費等一旦納入頂いた全額が取消料となり、一切返金されない場合もあります。希望留学先によって取消しに関する諸条件が異なりますので、必ず担当カウンセラーにご確認ください。以下、表示している当社に対する取消料の中で短期語学に関する取消料は非課税ですが、それ以外はすべて消費税込みです。

- 短期語学留学プログラム(消費税はかかりません。) 50,000 円
- 長期語学留学プログラム(プログラム費全額) 88,000 円
- 長期語学 2 校申込(長期 88,000 円+2 校目 55,000 円) 143,000 円
- 専門課程プログラム(プログラム費全額) 165,000 円
- 英語コース付専門課程(プログラム費全額) 220,000 円
- ワーキングホリデーサポートプログラム 55,000 円

第6条(特約の変更)

本特約の変更にあたっては、各種プログラムごとに定められた定型約款の規定を準用します。また、消費税法の改正があった場合には、消費税額相当分が変更となりますので、その差額を別途お支払い頂きます。

第7条(準用規定)

この特約に規定のない事項に関しては、本特約の趣旨に反しない限り、各種プログラムごとに定められた定型約款の規定を準用します。

第8条(準拠法)

本約款は、日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。

第9条(発効期日)

本特約条項は、2023 年 6 月 1 日以降に申し込まれる留学プログラム契約に適用されます。

* 上記内容に同意の上申し込みます。

承諾日: 年 月 日
署名: _____

2023.6.1